

姫路市保有個人情報等取扱規程

令和5年2月20日制定

令和5年7月24日改正

令和6年2月6日改正

令和6年5月27日改正

令和7年3月7日改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 管理体制（第4条—第12条）
- 第3章 教育研修（第13条）
- 第4章 職員等の責務（第14条）
- 第5章 保有個人情報等の取扱い（第15条—第27条）
- 第6章 情報システムにおける安全の確保等（第28条）
- 第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等（第29条—第31条）
- 第8章 安全管理上の問題への対応（第32条—第34条）
- 第9章 監査及び点検の実施（第35条—第37条）
- 第10章 補則（第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、姫路市保有個人情報等の安全管理に関する基本方針（令和5年2月20日制定）第5条に基づき、保有個人情報（市が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。以下同じ。）、個人番号及び特定個人情報（以下「保有個人情報等」という。）の適正な取扱い及び安全管理のための対策等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、個人情報

報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。） 、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。） 及び姫路市議会の個人情報保護に関する条例（令和 4 年姫路市条例第 39 号。以下「議会個人情報保護条例」という。） 並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和 4 年個人情報保護委員会告示第 1 号） 及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市から報酬又は給与等の支払いを受ける公務員（議員を除く。この章を除き、以下同じ。）をいう。
- (2) 外部有識者等 市が作成する支払調書の対象となる者で職員以外のものをいう。
- (3) 扶養親族 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 83 条に規定する配偶者控除の対象となる控除対象配偶者、同法第 83 条の 2 に規定する配偶者特別控除の対象となる配偶者、同法第 84 条に規定する扶養控除の対象となる控除対象扶養親族並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 45 条の 3、同法第 317 条の 3 の 2 及び地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 2 条の 3 の 2 において給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に記載することとされている控除対象扶養親族以外の扶養親族をいう。
- (4) 源泉徴収票等 源泉徴収票（給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票をいう。） 及び給与支払報告書等（給与・公的年金等支払報告書及び退職所得の特別徴収票をいう。）をいう。
- (5) 支払調書 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、不動産の使用料等の支払調書、不動産等の譲受けの対価の支払調書並びに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書等をいう。
- (6) 雇用保険等 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。

(7) 特定個人情報等 個人番号及び特定個人情報をいう。

(8) 個人番号利用事務等 個人番号利用事務及び個人番号関係事務をいう。

(個人番号利用事務等の範囲)

第3条 市が行う個人番号利用事務は、番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年姫路市条例第64号。以下「番号条例」という。）に定める事務とする。

2 市が行う個人番号関係事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 源泉徴収票等作成事務 所得税法、地方税法等の定めにより、源泉徴収義務者として、職員及び年金受給者（姫路市長裁定の者に限る。）から特定個人情報等の提供を受け、当該特定個人情報等が記載された源泉徴収票等を作成し、所轄の税務署長及び当該職員又は年金受給者が居住する市区町村長に提出する事務

(2) 支払調書作成事務 所得税法の定めにより、外部有識者等から特定個人情報等の提供を受け、当該特定個人情報等が記載された支払調書を作成し、所轄の税務署長に提出する事務

(3) 雇用保険等関連事務 雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の定めにより、事業主として、雇用保険等に参加する者から特定個人情報等の提供を受け、当該特定個人情報等が記載された被保険者資格取得届等を作成し、所轄の公共職業安定所又は日本年金機構（年金事務所）に提出する事務

(4) 年金関係事務 職員又は扶養親族から提出のあった国民年金第3号被保険者関係届を共済組合（兵庫県市町村職員共済組合及び公立学校共済をいう。以下同じ。）又は日本年金機構に提出する事務

(5) 共済組合関係事務 職員のうち、共済組合の組合員である者若しくは組合員であった者又は扶養親族から提出のあった各種共済関連書類を共済組合に提出する事務

(6) 公務災害関係事務 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成

26年内閣府・総務省令第5号)第43条各号に定める事務について、申請者から提出のあった書類を地方公務員災害補償基金に提出する事務

- (7) 財産形成貯蓄関係事務 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の定めにより、職員から提出のあった特定個人情報に記載された財産形成住宅貯蓄及び財産形成年金貯蓄に関する申告書を姫路市職員財形貯蓄取扱金融機関に提出する事務

第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第4条 市における保有個人情報等の管理に関する事務を総括するため、総括保護管理者を置く。

- 2 総括保護管理者は、個人情報の保護に関する事務を主管する副市長をもって充てる。

(保護管理者)

第4条の2 保有個人情報等の適切な管理を確保し、次条に規定する保護責任者を監督するため、保護管理者を置く。

- 2 保護管理者は、市長の事務部局の長(姫路市事務分掌条例(昭和42年姫路市条例第38号)第1条に規定する局の長をいう。)、会計管理者、デジタル戦略本部副本部長、行政委員会の事務局の長、議会事務局の長、消防局の長及び地方公営企業の長をもって充てる。

(保護責任者)

第5条 保有個人情報等の適切な管理を確保するため、保護管理者が指定する所属及び出先機関(以下「所属等」という。)に保護責任者を1人置く。

- 2 保護責任者は、所属等の長をもって充てる。ただし、一の個人番号利用事務等を複数の所属等で取り扱う場合は、当該事務を主管する所属等の長をもって充てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、個人番号関係事務に係る保護責任者は、次の各号に掲げる事務について、当該各号に定める者とする。

- (1) 第3条第2項第1号に掲げる事務であって、会計課が担当する事務 会計課

長

- (2) 第3条第2項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事務であって、前号に該当しないもの 次のアからクに掲げる機関が担当する事務について、それぞれ当該アからクまでに定める者

ア 市長 人事課長

イ 消防長 消防局総務課長

ウ 教育委員会 教育委員会事務局総務課長

エ 選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局次長

オ 公平委員会 公平委員会事務局長

カ 監査委員 監査事務局次長

キ 農業委員会 農業委員会事務局長

ク 議会 議会事務局総務課長

- (3) 第3条第2項各号に掲げる事務であって、上下水道事業管理者が担当するもの 上下水道局経営管理課長

- (4) 第3条第2項第2号に掲げる事務であって、管財課が担当するもの 管財課長

- (5) 第3条第2項第2号に掲げる事務であって、前2号に該当しないもの 会計課長

(管理責任者)

第6条 一の個人番号利用事務等を複数の所属等で取り扱う場合における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、当該事務を取り扱う所属等（当該事務を主管する所属等を除く。）に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、当該事務を取り扱う所属等の長をもって充てる。

(保護担当者)

第7条 保護責任者を補佐し、所属等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当させるため、必要に応じて保有個人情報等を取り扱う所属等に保護担当者を置く。

2 保護担当者は、保護責任者が指名する。

(事務取扱担当者)

第8条 個人番号利用事務等は、事務取扱担当者（特定個人情報等を取り扱う職員及び派遣労働者をいう。以下同じ。）として指定された者に限り行うことができる。

(情報システムに係る責任者等)

第9条 情報システム（コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。以下同じ。）に係る責任者等は、姫路市情報セキュリティ対策基準（令和元年6月25日制定）1に規定する組織体制に定めるところによる。

(監査責任者)

第10条 保有個人情報等の管理の状況について監査させるため、監査責任者を置く。

2 監査責任者は、個人情報の保護に関する事務を主管する局の長をもって充てる。

(責任者等の役割及び指定事項)

第11条 保護管理者、保護責任者、管理責任者及び保護担当者は、保有個人情報等の取扱いについて、職員及び派遣労働者（以下「職員等」という。）に対し、必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 保護責任者は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合は、情報システムに係る責任者等と連携して、その任にあたる。

3 保護責任者は、職員等が取り扱う保有個人情報等の範囲及び取扱方法を指定する。

4 保護責任者及び管理責任者は、所属等内の事務取扱担当者及びその役割を指定する。

(保有個人情報等の適切な管理のための委員会)

第12条 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、随時に開催する。

2 前項の委員会について必要な事項は、別に定める。

第3章 教育研修

(教育研修)

第13条 総括保護管理者は、保護責任者、管理責任者及び保護担当者に対し、所属等における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員等に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

3 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

4 総括保護管理者は、教育研修を行うに当たっては、保護管理者又は保護責任者に行わせることができる。

5 第1項から第3項までに規定する教育研修は、毎年度少なくとも1回行うものとする。

6 保護責任者は、所属等の職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与するとともに、研修未受講者に対して再受講の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 職員等の責務

(職員等の責務)

第14条 職員等は、個人情報保護法、番号法及び議会個人情報保護条例の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者、保護責任者、管理責任者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(個人情報等の保有の制限等)

第15条 職員等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又

は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 職員等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を保有してはならない。
- 3 職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- 4 事務取扱担当者は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人情報を収集又は保管してはならない。
- 5 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等において個人番号を収集する際に、番号法その他の関係法令等に定める方法により、本人確認を行うものとする。

（取扱区域）

第16条 保護責任者及び管理責任者は、保有個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、職員等以外の者が、保有個人情報等を容易に閲覧できないように留意する等の物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

（アクセス制限）

第17条 保護責任者及び管理責任者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容（特定の個人の識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。）に応じて、当該保有個人情報等にアクセス（情報に接する行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限らなければならない。

- 2 アクセスをする権限を有しない職員等は、保有個人情報等にアクセスをしてはならない。
- 3 職員等は、アクセスをする権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスをしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第18条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等进行处理するために必要な場合そ

の他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(複製等の制限)

第19条 保護責任者は、職員等が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員等は、保護責任者の指示に従い行うものとする。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

2 前項の場合において、その取り扱う保有個人情報等が特定個人情報等であるときは、事務取扱担当者は、前項各号に掲げる行為をする際は、保護責任者の許可を受けなければならない。

(入力情報の照合等)

第20条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行うものとする。

(誤りの訂正等)

第21条 職員等は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合は、保護責任者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第22条 職員等は、保護責任者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体の盗難又は紛失等を防止するため、キャビネット、書庫又は必要に応じて耐火金庫等に保管し、施錠等の措置を講じなければならない。

2 保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合は、原則として、パスワード、ICカード、生体情報等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

3 保有個人情報等を暗号化又はパスワードにより秘匿する場合は、当該保有個人情報

報等を不正に入手した者による復元を防止するため、暗号鍵及びパスワードを適切に管理し、パスワードに用いる文字等を第三者による推測が困難なものにしなければならない。

- 4 特定個人情報等が電磁的記録による場合は、インターネットに接続された情報通信機器及び端末に当該特定個人情報等を保存してはならない。インターネットに接続された情報通信機器及び端末機器以外の機器に保存する場合であっても、原則として暗号化又はパスワードにより秘匿した状態で保存しなければならない。

（外的環境の把握）

第23条 保護責任者は、保有個人情報等が、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合において、クラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバーが所在する外国をいう。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（誤送付等の防止）

第24条 職員等は、保有個人情報等を含む電磁的記録及び媒体の誤送信・誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員等による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄等）

第25条 職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、保護責任者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

- 2 保有個人情報等の消去や保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（2以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員等が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(個人番号の利用及び提供の求めの制限)

第26条 事務取扱担当者は、番号法及び番号条例に定める事務の処理を行う場合に限り、個人番号を利用するものとする。

2 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等进行处理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第27条 保護責任者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

2 保護責任者は、個人番号利用事務等については、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、当該特定個人情報ファイルの利用及び保管等の状況を記録しなければならない。

3 前項の記録には次の各号に掲げる情報を記録し、7年間保存しなければならない。この場合において、当該記録には、特定個人情報等を含めないものとする。

(1) 特定個人情報ファイルの利用及び出力状況の記録

(2) 書類及び媒体等の送付、送信及び持ち出しの記録

(3) 特定個人情報ファイルの削除及び廃棄の記録

(4) 特定個人情報ファイルの削除又は廃棄を委託した場合、これを証明する記録等

4 保護責任者は、第2項の規定による記録が改ざんされ、窃取され、又は不正に削除されることを防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(情報システムにおける安全の確保等)

第28条 保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合のセキュリティ対策については、姫路市情報セキュリティ基本方針（令和元年6月25日制定）及び姫路市情報セキュリティ対策基準による。

第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報等の提供)

第29条 保護責任者は、個人情報保護法第69条第2項第3号若しくは第4号又は議会個人情報保護条例第12条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合は、個人情報保護法第70条又は議会個人情報保護条例第13条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面を取り交わすものとする。

2 保護責任者は、個人情報保護法第69条第2項第3号若しくは第4号又は議会個人情報保護条例第12条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合は、個人情報保護法第70条又は議会個人情報保護条例第13条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護責任者は、個人情報保護法第69条第2項第3号又は議会個人情報保護条例第12条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第70条又は議会個人情報保護条例第13条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

4 職員等は、番号法及び番号条例で限定的に明記されている場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(業務の委託等)

第30条 保護責任者は、個人情報、個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとし、委託先において、個人情報保護法、番号法及び議会個人情報保護条例に基づき市が果たすべき措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。

2 保護責任者は、前項の規定に基づき、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等

の必要な事項について書面で確認するとともに、契約書には、次に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 個人情報等に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報等の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報等の安全管理措置に関する事項
- (5) 個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (6) 委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
- (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報等の取扱い状況を把握するための監査等に関する事項

3 保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を明記する。

- (1) 事務所等内からの特定個人情報等の持ち出しの禁止に関する事項
- (2) 特定個人情報等を取り扱う従事者の明確化及び従事者の監督・教育に関する事項
- (3) 漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任に関する事項

4 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合における取扱いを委託する個人情報等の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

5 保護責任者は、個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託する業務に係る個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、实地検査その他の方法により確認を行い、委託先に対して、

必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 6 保護責任者は、個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合は、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を講ずるものとする。
- 7 保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合は、前項に定めるもののほか、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断するものとする。
- 8 保護責任者は、個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(削除又は置換等)

第31条 保護責任者は、保有個人情報等を提供し、又は保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合は、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先における利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

第8章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第32条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、職員等がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合その他保有個人情報等の適切な安全管理を行う上で問題となる事案の発生又は発生のおそれを認識した場合は、その事案の発生等を認識した職員等は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護責任者に当該事案の発生等を報告するものとする。

- 2 管理責任者を置く所属等にあつては、事務取扱担当者は、直ちに管理責任者に前項の当該事案の発生等を報告するものとする。

- 3 保護責任者は、前2項の報告が速やかに行われるよう、報告連絡体制を整備するものとする。
- 4 保護責任者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末機器等の端末ネットワーク遮断スクリプトの実行等によるネットワークからの遮断など、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行い、又は職員等に行わせるものとする。
- 5 保護責任者は、当該事案の内容を直ちに、保護管理者及び個人情報の保護に関する事務を主管する室、課の長に報告するものとする。
- 6 特に重大と認める事案が発生した場合は、保護管理者は、直ちに総括保護管理者に報告するものとする。
- 7 総括保護管理者は、前項の報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報（以下「議会保有個人情報」という。）に係る事案にあっては、議長）に速やかに報告するものとする。
- 8 保護管理者及び保護責任者は、事案の発生した経緯及び被害状況の調査並びに発生原因の分析を行い、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している所属等に当該措置を共有するものとする。

（報告及び通知）

第33条 保護責任者は、次に掲げる場合は、前条の規定による措置の実施等と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

- (1) 保有個人情報の漏えい等の事案が発生した場合であって、個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要するとき。
- (2) 特定個人情報の漏えい等の事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発生した場合であって、番号法第29条の4第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知

を要するとき。

2 前項の場合において、個人情報保護委員会への報告は、個人情報の保護に関する事務を主管する室、課の長が行う。

3 議会事務局における保護責任者は、議会保有個人情報の漏えい等の事案が発生した場合であって、議会個人情報保護条例第11条の規定による本人への通知を要するときは、前条の規定による措置の実施等と並行して、速やかに所定の手続を行う。

(公表等)

第34条 保護責任者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策を公表するものとする。

2 保護責任者は、前条第1項又は第3項に規定する場合以外の場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、当該事案に係る保有個人情報等の本人への連絡等の措置を講ずるものとする。

3 個人情報の保護に関する事務を主管する室、課の長は、必要があると認めるときは、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会へ情報提供を行う。

第9章 監査及び点検の実施

(監査)

第35条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第8章までに規定する措置の状況を含む各所属等における保有個人情報等の管理の状況について、定期及び必要に応じ随時に監査（外部監査の委託を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

2 監査責任者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの利用等の状況について、情報セキュリティに係る事務を主管する室、課と共同して監査を行うものとする。

3 保護責任者及び管理責任者は、監査を受ける対象となった場合は、監査の実施に協力しなければならない。

(点検)

第 3 6 条 保護責任者及び管理責任者は、各所属等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について定期及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を保護管理者及び総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第 3 7 条 総括保護管理者、保護管理者、保護責任者、管理責任者等は、保有個人情報等の適切な管理のための措置について、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第 1 0 章 補則

(委任)

第 3 8 条 この規程に定めるもののほか、市の保有個人情報等の適正な取扱いの確保に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規程の廃止)

第 2 条 姫路市特定個人情報等取扱規程（平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、令和 5 年 7 月 2 4 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規程の施行の日前に改正前の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 2 7 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。